

私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会会費に係る申し合わせ事項

- 1 この申し合わせは、私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会（以下、協議会という。）の諸活動に係り、通常避けがたい事由により活動阻害が発生した場合の緊急的時限措置として、「私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会細則」の定めにある会費の金額を、臨時に変更することに係り定めることを目的とする。
- 2 次のような事態変化により、協議会活動が妨げられるほどの重大な影響（事業の縮小や中止）があった場合に、会費を臨時に変更することができることとする。
 - ① 深刻・重大な健康被害を及ぼすようなウイルスや細菌等により国内環境の急激な変化をもたらし、疾病等が蔓延した場合
 - ② 通常の世界生活を脅かすほどの国内情勢、社会情勢の重大な変化があった場合
 - ③ 国内または全世界的に緊急事態が発生した場合
 - ④ その他、常任幹事会において緊急的時限措置として臨時の会費変更がやむを得ないと判断された場合
- 3 この申し合わせは協議会の常任幹事会が責任を持つものとし、会費を変更する対象年度、金額については、協議会の総会において承認を得るものとする。
（変更する金額は、協議会活動の規模・内容に応じて理事校が算出し、常任幹事会の承認を得て、総会に諮るものとする。）
- 4 その他必要な事項については、東海地区協議会常任幹事会において適宜協議することとする。

この申し合わせは、2020年4月1日より実施する。